

定 款

一般社団法人四国地質調査業協会

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人四国地質調査業協会と称し、英文では、Shikoku Geotechnical Consultants Associationと表示する。

(主たる事務所等)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を香川県高松市に置く。
2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目 的)

第 3 条 当法人は、四国4県に事務所を有する地質調査業を営む法人、個人ほかをもって構成し、四国の地形・地質に精通した「地域のジオドクター」として、地質調査技術の向上や社会的地位の向上に努め、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1)地質調査業に従事する技術者の育成と資質の向上を図る事業
(2)地質調査及び地質調査業に関する情報提供を行う事業
(3)地質調査及び地質調査業の社会的使命、社会貢献及び地域貢献にかかるとする事業
(4)関係機関及び団体との情報共有及び連携事業
(5)その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種別及び資格)

第 5 条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下、「法人法」という。)上の社員とする。
(1)正 会 員 当法人の目的に賛同する四国4県に本店、支店又は常設の営業所を持つ地質調査業者で、かつ「地質調査業者登録」(昭和52年建設省制定)を有してい

る法人、個人。

- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した法人、個人。

(入 会)

- 第 6 条 当法人に会員として入会を希望する者は、理事会が別に定める入会申込書により理事長に申込まなければならない。
- 2 理事長は、入会の申込みがあった場合、理事会においてその可否を決定し、申込者に通知する。

(入会金及び会費)

- 第 7 条 正会員、賛助会員になろうとする者は、社員総会において別に定められた入会金及び会費を納めなければならない。
- 2 会員は、既納の入会金及び会費の返還を求めることができない。

(退 会)

- 第 8 条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(会員資格の喪失)

- 第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退会したとき。
- (2) 1 年以上会費等を滞納し、かつ督促に応じないとき。
- (3) 会員が第5条に規定する資格を欠くに至ったとき。
- (4) 第10条により除名されたとき。

(除 名)

- 第 10 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、社員総会において、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の3分の2以上にあたる多数の決議に基づいて、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 当法人の名誉を毀損する行為があったとき。
- (2) 定款に違反し、又は当法人の目的に反するような行為があったとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

第3章 社員総会

(構成)

- 第11条 当法人の社員総会は、社員をもって構成し、社員総会における議決権は、1社員につき1個とする。
- 2 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(権限)

- 第12条 社員総会は、次の事項を決議する。
- (1) 役員を選任及び解任
 - (2) 役員報酬等の額の決定又はその規程
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (5) 会費及び入会金の金額
 - (6) 会員の除名
 - (7) 解散及び残余財産の処分
 - (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
 - (9) 前各号に定めるもののほか、「法人法」に規定する事項及び当定款に定める事項

(開催)

- 第13条 定時社員総会は年1回開催し、その開催は毎事業年度終了後3か月以内とする。
- 2 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
 - (2) 議決権の5分の1以上を有する社員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき。

(招集)

- 第14条 社員総会は、前条第2項第2号の規定により社員が招集する場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 理事長は、社員総会を招集するには、社員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時場所を示して、社員総会の日の1週間前までに、書面をもって通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することを理事会で決議したときは、社員総会の日の2週間前までに書面をもって通知しなければならない。

(議 長)

第 15 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該社員総会において副理事長の中から議長を選出する。

(定足数)

第 16 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第 17 条 社員総会の決議は、「法人法」に規定する事項及び当定款に特に規定するものを除き、総社員の過半数が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

(書面決議等)

第 18 条 社員総会に出席できない社員は、予め通知された事項について書面をもって決議し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合は、その社員は出席したものとみなす。

3 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(1) 社員総会の日時及び場所

(2) 社員の現在数

(3) 出席した社員の数（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）

(4) 決議事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

(7) その他法令で定めた事項

2 議事録には、議長のほか、出席した社員のうちからその社員総会において選任された議事録署名人2名以上が署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

第4章 役員等

(役員を設置等)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事10名以上12名以内
- (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とし、3名以内の副理事長を置く。
- 3 当法人の理事長を「法人法」上の代表理事とする。
- 4 理事及び監事は、社員総会の決議によって、社員の中から選任する。
- 5 理事長、副理事長は、理事会の決議によって選任する。
- 6 監事は、当法人の理事を兼ねることができない。
- 7 他の同一の団体の理事又は相互に密接な関係にある団体の理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(役員職務権限)

第21条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、当法人の業務の執行決定に参画する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の職務執行状況及び貸借対照表、損益計算書並びに付属明細書を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。
 - (2) 監事は、いつでも理事に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第22条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、第20条第1項で定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、社員総会において、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて、こ

れを解任することができる。この場合、その役員に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)職務上の義務に違反し、職務を懈怠したとき。

(2)役員としてふさわしくない非行があったとき。

(3)心身の故障のため職務の執行に堪えがたいと認められとき。

(役員報酬等)

第 24 条 役員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(名誉会長)

第 25 条 本会の運営上必要がある場合は、理事会の決議により、1名の名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は、原則として当法人の理事長経験者とする。

3 名誉会長は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

4 名誉会長は、理事長の諮問に応じて、協会運営等に助言を行うことができる。

(顧問)

第 26 条 本会の運営上必要がある場合は、理事会の決議により、四国4県に1名ずつ顧問を置くことができる。

2 顧問は、原則として学識経験者とする。

3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

4 顧問は、理事長及び副理事長の諮問に応じて、協会活動等に助言を行うことができる。

第5章 理事会等

(理事会の構成)

第 27 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第 28 条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する次の職務を行う。

(1)社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2)規則規程の制定、変更及び廃止

- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務執行の監督
 - (5) 代表理事、業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 当法人の業務の適正を確保するための体制の整備

(理事会の種類及び開催)

- 第 29 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、毎年2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 監事から理事長に招集の請求があったとき。
 - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(理事会の招集)

- 第 30 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第5号により監事が招集する場合を除く。
- 2 前条第3項第3号による場合は理事が、前条第3項第5号による場合は、監事が臨時理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、理事会開催日の1週間前までに、理事会の日時、場所、目的、その他必要事項を記載した書面をもって、各理事及び各監事に通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第 31 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数及び決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可決同数のときは議長の裁決するところによる。

(理事会の決議の省略)

第 33 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。

(理事会の議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

第 6 章 資産及び会計

(財産の種別)

第 35 条 当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金
- (2) 会費
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理、処分及び運用)

第 36 条 当法人の財産については、その適正な維持管理に努め、管理、処分及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定めるものとする。

(事業年度)

第 37 条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 当法人の事業計画書、収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時社員総会において報告・承認を得るものとする。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書の付属明細書

2 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

第7章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 40 条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

(合併等)

第 41 条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議により、他の「法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解 散)

第 42 条 当法人は、「法人法」第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第 43 条 当法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(以下「公益認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(剰余金の配分)

第 44 条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 委員会

(委員会)

第 45 条 当法人は、事業の円滑な運営を図るため必要があると認められたときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事会の決議により理事長が委嘱する。
- 3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第 46 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 47 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関(理事会及び社員総会)の議事に関する書類
- (6) 財産目録

- (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第48条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第49条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

(公 告)

第50条 当法人の公告は、電子公告による。
2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補 則

(最初の事業年度)

第51条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から令和4年3月31日までとする。

(委 任)

第52条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

(設立時社員)

第53条 当法人の設立時社員の住所及び氏名は、次のとおりとする。

愛媛県松山市小栗七丁目11番18号
株式会社愛媛建設コンサルタント

徳島県国府町南岩延883番地9
株式会社基礎建設コンサルタント

香川県高松市林町475番地1
青葉工業株式会社

高知県高知市南川添17番21号
株式会社四国トライ

(設立時役員)

第 5 4 条 この法人の設立時役員は次のとおりとする。

設立時理事	神 野 邦 彦
設立時理事	中 木 一 文
設立時理事	香 川 年 市
設立時理事	松 尾 俊 明
設立時理事	奈 加 博 之
設立時理事	木 村 充 宏
設立時理事	田 村 孝 治
設立時理事	山 本 和 彦
設立時理事	二 神 久 士
設立時理事	清 水 修
設立時理事	久保田 一 水
設立時理事	永 野 敬 典
設立時監事	二 宮 猛
設立時監事	長 崎 正 和

愛媛県松山市小栗六丁目 8 番 5 号
設立時代表理事 神 野 邦 彦

(法令の準拠)

第 5 5 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

上記は当法人の定款に相違ありません。

令和 3 年 4 月 1 日

一般社団法人四国地質調査業協会

代表理事 神 野 邦 彦